

令和2年度 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書の概要（平成29年9月発生 草加市4歳男児重症事例）

1 検証の目的

本検証は、埼玉県児童虐待重大事例検証委員会において、平成29年9月に草加市で発生した重症事例について、事実関係を把握し、そこから課題を抽出し、児童虐待による重大事例の未然防止・再発防止のために県や市町村など関係機関が取り組むべき対策を提言することを目的とする。

2 委員の構成等

分野	氏名	所属等
心理学（学識経験者）	◎市村 彰英	埼玉県立大学 教授
児童福祉（学識経験者）	○相澤 仁	大分大学 教授
法律（弁護士）	海老原 夕美	海老原法律事務所 弁護士
小児医療（医師）	峯 真人	峯小児科 院長
社会福祉（社会福祉士）	青木 孝志	埼玉県社会福祉士会 相談役

◎ 委員長 ○ 副委員長

（埼玉県児童福祉審議会児童養護部会の下に位置付け）

3 開催状況

	開催日	場所
第1回	令和2年 7月 2日	さいたま共済会館
第2回	令和2年 7月30日	埼玉会館
第3回	令和2年 9月10日	埼玉会館
第4回	令和2年10月15日	埼玉会館

4 事例の概要

草加市において、平成29年9月に養母が長男（当時4歳）に対し、暴行を加え、一時意識不明の重体となる重度の障害を負わせた。

その後、養母は暴行及び傷害容疑で逮捕・起訴され、令和2年6月に懲役6年の判決が言い渡された。

事件発生前に虐待通告を受け、越谷児童相談所草加支所（現在の草加児童相談所）が本児を一時保護した後に家庭引取りとし、支援していた経過がある。

【家族の状況】年齢等は事件当時

父、養母（24歳）、本児（4歳、集団所属なし）、養母方祖父の4人世帯

5 事例の主な経過（平成29年度）

- 5月下旬 本児が発熱のため医療機関を受診し入院。
医療機関から児相に複数の傷あざがある旨の虐待通告。
- 6月上旬 児相が本児を一時保護。
児相・検察・警察の三者合同で児童面接を実施。
- 6月下旬 本児の一時保護を解除し、家庭引取り（保護開始から約3週間後）。児相による月1回程度の在宅指導を開始。
- 以降 養母の体調不良等の理由で、家庭訪問の実施に至らず。
- 8月下旬 児相が父と本児を呼び出し、本児の安全を目視確認。
- 9月20日 事件発生。本児が意識不明の状態に救急搬送（硬膜下血腫等）。

6 主な課題と提言

(1) 児童虐待を理由として介入した事案に関する家庭環境等の調査・アセスメント

課題	提言(改善策)
医療機関からの虐待通告に関する危険性の認識が十分だったのか。	⇒医療機関からの虐待通告は、生命の危険に直結する可能性があるとして捉えて、セカンドオピニオンを活用するなど、より慎重にアセスメントを行うこと。
養母への調査が不十分な状態で、援助方針を決定したのではないのか。	⇒家族の状況を総合的に調査した上で、育児不安や精神的不安定さ、DV関係の有無など、家族全体のアセスメントを客観的に行うこと。 ⇒保護者のアセスメントに際して、精神科医や心理職など専門家の知見を活用すること。

(2) 児童相談所による一時保護解除の判断や時期

課題	提言(改善策)
児童の発言等を表面的に捉えず、児童の発言と「家庭で安全が図られる」ことは異なると認識し、行動観察等の結果を十分に踏まえて援助方針を検討したのか。	⇒一時保護所の心理職員の活用や、一時保護解除の検討に際して一時保護所職員が援助方針会議に参加するなど、児童の行動観察等の所見を十分に活用すること。
一時保護解除前に、在宅指導の内容や市町村との適切な役割分担について関係機関と十分に調整できていたのか。	⇒要保護児童対策地域協議会を活用し、一時保護解除前に定期訪問などの約束内容や約束が守られない場合の対応を十分に検討すること。 ⇒状況の変化に応じて切れ目なく支援できるよう、市町村による保育所入所や養育支援等、地域資源の活用を検討すること。

(3) 家庭引取り後の在宅指導、関係機関との連携

課題	提言(改善策)
一時保護解除後に、保護者が家庭訪問の日程を繰り返し先延ばしにした際の対応が不十分だったのではないのか。	⇒保護者が家庭訪問等を繰り返し先延ばしする場合には、虐待が生じている可能性が高いことを想定し、躊躇せず児童の安全確認のための行動(介入的アプローチ)に移ること。